

議案第 6 号

損害賠償に係る和解について

次のとおり、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

令和元年 5 月 16 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 和解の相手方

鳥取県

2 和解の要旨

町は、鳥取県所有の建築物等について、次のとおり原状復旧するものとする。

（1） 損壊建築物等

登録有形文化財 三朝橋

（2） 復旧概算費用

1,690,000 円

3 交通事故の概要

（1） 交通事故の発生年月日

平成 31 年 3 月 14 日

（2） 交通事故の発生場所

三朝橋（東伯郡三朝町大字三朝）

（3） 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が、三朝橋の親柱の灯籠に接触し、損壊したものである。